

現 行	改正後
<p>(<u>担当課長</u>が主管する事案に係る特例)</p> <p>第三条の四 <u>担当課長</u>が置かれたときは、<u>第七条</u>の規定により専決する者が同条の規定により専決する事項のうち<u>担当課長</u>が主管する事案に係るものについては、同条の規定にかかわらず、当該事案を主管する<u>担当課長</u>が専決するものとする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(管理者決裁事項)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる事項は、管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>〔一～十二 略〕</p> <p>十三 <u>営利企業等</u>の従事許可に関すること</p> <p>十四 <u>次長以上の職にある者の旅行命令</u>に関すること</p> <p>十五 〔略〕</p> <p>十六 一件二億円以上の工事の変更に係るもの（<u>次条第十一号</u>、<u>第六条共通専決事項の項第八号</u>及び<u>第七条共通専決事項の項第八号</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>〔十七～二十 略〕</p> <p>二十一 一件二千万円以上の委託及び受託に関すること（<u>次条第十六号</u>又は<u>第六条共通専決事項の項第十三号</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>〔二十二・二十三 略〕</p> <p>二十四 一件二億円以上の工事請負契約及び委託（委任）契約の変更に係るもの（<u>次条第十八号</u>、<u>第六条総務部長専決事項の項第八号</u>及び<u>第七条総務部財務課長専決事項の項第六号</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>〔二十五～三十五 略〕</p> <p>(次長専決事項)</p>	<p>(<u>特定の事案を主管する次長等</u>が主管する事案に係る特例)</p> <p>第三条の四 <u>特定の事案を主管する次長</u>が置かれたときは、<u>第五条</u>の規定により専決する者が同条の規定により専決する事項のうち<u>当該次長</u>が主管する事案に係るもの（<u>同条第七号に掲げるものに限る。</u>）については、同条の規定にかかわらず、当該事案を主管する<u>当該次長</u>が専決するものとする。</p> <p><u>2 前項の規定は、担当課長が置かれたときの担当課長が主管する事案の専決について準用する。</u>この場合において、<u>同項中「特定の事案を主管する次長」及び「当該次長」とあるのは「担当課長」と、「第五条」とあるのは「第七条」と、「係るもの（同条第七号に掲げるものに限る。）」とあるのは「係るもの」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(<u>特定の事案を主管する理事</u>が主管する事案に係る特例)</p> <p>第三条の五 <u>特定の事案を主管する理事</u>が置かれたとき（当該理事と同一の事案を主管する次長が置かれたときを除く。）は、<u>第五条</u>の規定により専決する者が同条の規定により専決する事項のうち当該理事が主管する事案に係るもの（<u>同条第七号に掲げるものに限る。</u>）については、<u>同条の規定にかかわらず、当該事案を主管する当該理事が専決するものとする。</u></p> <p><u>2 第九条第二項の規定は、前項の規定により特定の事案を主管する理事が専決するものとされる事項の代決について準用する。</u>この場合において、<u>同条第二項中「次長」とあるのは「特定の事案を主管する理事」と、「次長専決事項」とあるのは「第三条の五第一項の規定により当該理事が専決するものとされる事項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(管理者決裁事項)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる事項は、管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>〔一～十二 略〕</p> <p>十三 <u>部長（これと同等の職を含む。次条において同じ。）以上の職にある者の営利企業等</u>の従事許可に関すること</p> <p>十四 <u>外国旅行</u>に関すること</p> <p>十五 〔略〕</p> <p>十六 一件二億円以上の工事の変更に係るもの（<u>次条第十号</u>、<u>第六条共通専決事項の項第八号</u>及び<u>第七条共通専決事項の項第九号</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>〔十七～二十 略〕</p> <p>二十一 一件二千万円以上の委託及び受託に関すること（<u>次条第十五号</u>又は<u>第六条共通専決事項の項第十三号</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>〔二十二・二十三 略〕</p> <p>二十四 一件二億円以上の工事請負契約及び委託（委任）契約の変更に係るもの（<u>次条第十七号</u>、<u>第六条総務部長専決事項の項第八号</u>及び<u>第七条総務部財務課長専決事項の項第六号</u>の規定による専決に係るものを除く。）</p> <p>〔二十五～三十五 略〕</p> <p>(次長専決事項)</p>

第五条 次長の専決事項は、次のとおりとする。

[一～六 略]

七 部長(これと同等の職を含む。以下この条において同じ。)の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更、代休日の指定、超過勤務命令、休日勤務命令、休暇(介護部分休業を除く。)、職務専念義務の免除並びに欠勤に関すること

八 部長の職にある者の旅行命令並びに課長(これと同等の職を含む。第六条において同じ。)以下の職にある者の外国旅行命令に関すること

九 [略]

十 一件一億円以上二億円未満の工事の変更に係るもの(第七条共通専決事項の項第八号の規定による専決に係るものを除く。)

[十一～二十 略]

(部長専決事項)

第六条 部長の専決事項は、次のとおりとする。

共通専決事項

[一～四 略]

五 課長の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更、代休日の指定、超過勤務命令、休日勤務命令、休暇(病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。)、職務専念義務の免除(管理者が別に定める事由によるものに限る。)並びに内国旅行命令に関すること

六 [略]

七 一件千円以上一億円未満の工事の変更に係るもの(次条共通専決事項の項第七号の規定による専決に係るものを除く。)

[八～十一 略]

十二 一件二百万円以上千円未満の委託及び受託に関すること(次条第十五号の規定による専決に係るものを除く。)

十三 一件千円以上五千万円未満の委託及び受託の変更(変更後の契約金額と当初の契約金額(第四条第二十一号又は前条第十五号の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下この号において同じ。))との差額が当初の契約金額の三割に相当する額未満の場合又は延長した日数(これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間を更に延長した日数)の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。)に関すること(重要なものを除く。)

[十四・十五 略]

総務部長専決事項

一 課長の職にある者の病気休暇、家庭支援休暇、職務専念義務の免除(共通専決事項の項第五号の規定による専決に係るものを除く。)及び欠勤に関すること

[二～十三 略]

自動車部長専決事項

[一・二 略]

鉄道管理部長専決事項

第五条 次長(次長を複数置く場合にあっては、あらかじめ管理者が指名する次長)の専決事項は、次のとおりとする。

[一～六 略]

七 部長の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更、代休日の指定、超過勤務命令、休日勤務命令、休暇(介護部分休業を除く。)、職務専念義務の免除並びに欠勤に関すること

[削る]

八 [略]

九 一件一億円以上二億円未満の工事の変更に係るもの(第七条共通専決事項の項第九号の規定による専決に係るものを除く。)

[十～十九 略]

(部長専決事項)

第六条 部長の専決事項は、次のとおりとする。

共通専決事項

[一～四 略]

五 課長(これと同等の職を含む。以下この条において同じ。)の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更、代休日の指定、超過勤務命令、休日勤務命令、休暇(病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。)並びに職務専念義務の免除(管理者が別に定める事由によるものに限る。)に関すること

六 [略]

七 一件千円以上一億円未満の工事の変更に係るもの(次条共通専決事項の項第八号の規定による専決に係るものを除く。)

[八～十一 略]

十二 一件二百万円以上千円未満の委託及び受託に関すること(次条第十六号の規定による専決に係るものを除く。)

十三 一件千円以上五千万円未満の委託及び受託の変更(変更後の契約金額と当初の契約金額(第四条第二十一号又は前条第十四号の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下この号において同じ。))との差額が当初の契約金額の三割に相当する額未満の場合又は延長した日数(これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間を更に延長した日数)の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。)に関すること(重要なものを除く。)

[十四・十五 略]

総務部長専決事項

一 課長の職にある者の病気休暇、家庭支援休暇、職務専念義務の免除(共通専決事項の項第五号の規定による専決に係るものを除く。)及び欠勤並びに課長以下の職にある者の営利企業等の従事許可に関すること

[二～十三 略]

自動車部長専決事項

[一・二 略]

鉄道管理部長専決事項

一 [略]

(課長専決事項)

第七条 課長(総合指令所長、富沢管理事務所長及び荒井管理事務所長を含む。第九条において同じ。)の専決事項は、次のとおりとする。

共通専決事項(担当課長にあつては、その主管する事案に係るものに限る。)

[一～四 略]

[新設]

五 係長(これと同等の職を含む。以下この条において同じ。)

以下の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更、代休日の指定、超過勤務命令、休日勤務命令、休暇(病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。)、職務専念義務の免除(管理者が別に定める事由によるものに限る。)並びに内国旅行命令に関すること

[六・七 略]

八 一件一億円以上三億円未満の工事の変更(変更後の設計金額と当初の設計金額(第四条第十六号又は第五条第十号の規定による決裁を受けて設計金額を変更したものにあつては、その変更後の設計金額)との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数(同号の規定による決裁を受けて工期を延長したものにあつては、その延長後の工期をさらに延長した日数)の累計が四十日を超えない範囲内で工期を延長する場合に限る。)に関すること(重要なものを除く。)

[九～二十二 略]

総務部

総務課長専決事項

一 [略]

二 係長以下の職にある者の病気休暇、家庭支援休暇、職務専念義務の免除(共通専決事項の項第五号)の規定による専決に係るものを除く。)及び欠勤に関すること

[三～八 略]

経営企画課長専決事項

[一・二 略]

財務課長専決事項

[一～三 略]

四 一件千万円未満の工事請負契約、物品売買契約及び委託(委任)契約の締結、変更及び解除に関すること(共通専決事項の項第十二号)の規定による専決に係るものを除く。)

五 [略]

六 一件一億円以上三億円未満の工事請負契約及び委託(委任)契約の変更(変更後の契約金額と当初の契約金額(第四条第二十四号又は第五条第十七号)の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあつては、その変更後の契約金額)との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数(これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあつては、その延長後の履行期間を更に延長した日数)の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。)に関すること(重要なものを除く。)

七 請負、物件の購入、修繕等の契約に係る検査に関すること(共通専決事項の項第十三号)の規定による専決に係るものを除く。)

一 [略]

(課長専決事項)

第七条 課長(総合指令所長、富沢管理事務所長及び荒井管理事務所長を含む。第九条において同じ。)の専決事項は、次のとおりとする。

共通専決事項(担当課長にあつては、その主管する事案に係るものに限る。)

[一～四 略]

五 内国旅行に関すること

六 係長(これと同等の職を含む。以下この条において同じ。)

以下の職にある者の週休日及び勤務時間の割振り、週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更、代休日の指定、超過勤務命令、休日勤務命令、休暇(病気休暇、家庭支援休暇及び介護部分休業を除く。)並びに職務専念義務の免除(管理者が別に定める事由によるものに限る。)に関すること

[七・八 略]

九 一件一億円以上三億円未満の工事の変更(変更後の設計金額と当初の設計金額(第四条第十六号又は第五条第九号)の規定による決裁を受けて設計金額を変更したものにあつては、その変更後の設計金額)との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数(同号の規定による決裁を受けて工期を延長したものにあつては、その延長後の工期をさらに延長した日数)の累計が四十日を超えない範囲内で工期を延長する場合に限る。)に関すること(重要なものを除く。)

[十～二十三 略]

総務部

総務課長専決事項

一 [略]

二 係長以下の職にある者の病気休暇、家庭支援休暇、職務専念義務の免除(共通専決事項の項第六号)の規定による専決に係るものを除く。)及び欠勤に関すること

[三～八 略]

経営企画課長専決事項

[一・二 略]

財務課長専決事項

[一～三 略]

四 一件千万円未満の工事請負契約、物品売買契約及び委託(委任)契約の締結、変更及び解除に関すること(共通専決事項の項第十三号)の規定による専決に係るものを除く。)

五 [略]

六 一件一億円以上三億円未満の工事請負契約及び委託(委任)契約の変更(変更後の契約金額と当初の契約金額(第四条第二十四号又は第五条第十六号)の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあつては、その変更後の契約金額)との差額が三千万円未満の場合又は延長した日数(これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあつては、その延長後の履行期間を更に延長した日数)の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。)に関すること(重要なものを除く。)

七 請負、物件の購入、修繕等の契約に係る検査に関すること(共通専決事項の項第十四号)の規定による専決に係るものを除く。)

(所長専決事項)

第八条 営業所長の専決事項は、次のとおりとする。

- 一 前条に規定する共通専決事項（第二号、第三号、第五号及び第九号に掲げるものに限る。）
- 二 [略]

(所長専決事項)

第八条 営業所長の専決事項は、次のとおりとする。

- 一 前条に規定する共通専決事項（第二号、第三号、第六号及び第十号に掲げるものに限る。）
- 二 [略]

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(交通局総務部総務課)